戦前日本の盲学校教育における職業教育と進路保障に関する歴史的考察

-明治末~昭和戦前期の各種盲教育大会等の議論の検討を通して-

A Study on the Vocational Education and Career Guidance of the School Education for the Blind in Japan before World War II

Katsumasa HIRATA Torayuki HISAMATSU

はじめに

視覚障害者(以下「盲人」という)の雇用は,1981(昭和56)年の国際障害者年を契機としたノーマライゼーション理念の普及,障害補償機器(音声ワープロ・拡大読書器等)の開発等によって徐々に拡大してはいるものの,依然として厳しい現状にある。また,盲学校における職業教育の中心である理療科教育(按摩マッサージ指圧師・鍼師・灸師養成のための職業教育)との関連においても,その就業状況は大きく変化している。その背景には,資格試験の都道府県所管から国家試験への移行や鍼灸マッサージ業における晴眼者の激増等がある。さらに,在学者の重度・重複化,多様化の傾向は,盲学校における進路問題への取り組みを一層困難なものとしている。したがって,理療関係職域の確保,理療以外の職種を希望する生徒のための職域・職場の開拓,理療の資格取得が困難な生徒および盲重複障害児への進路対策は,現在全国の盲学校が共通にかかえる緊急かつ最重要課題となっている。

一方,厚生労働省の「身体障害者実態調査」(2001年6月)における視覚障害者の就業率は23.9%であり,前回調査(1996年11月)の26.2%を2ポイント以上も下回っている。また,前述したように,多くの視覚障害者が職業的自立および生活の基盤としている按摩・鍼・灸業においても晴眼者の進出がめざましく,現在従事者全体に占める視覚障害者の占有率は3割を下回っている(1)。したがって,視覚障害者の按摩・鍼・灸業を中心とする職域の確保・拡大および生活権擁護のための対策は,現在の視覚障害者問題における急務な課題の一つとなっている。

以上の現状認識に立ち、本研究は、現在の盲学校における職業教育・進路問題解決への手がかりを得るひとつの方法として、近代日本における盲人の職業教育と進路保障をめぐる議論の変遷と各時代の特質を歴史的に整理・検討しようとするものである。本研究テーマに関わっては、すでに明治期を中心とする加藤康昭氏の研究がある⁽²⁾。本稿は、加藤の研究を踏まえつつ、加藤が手懸けるに至らず未解明な点を未だ多く残している大正期及び昭

和戦前期における盲教育界の職業教育要求・進路保障について実証的に解明し、その特質を明らかにしようとするものである。

第 1 章 明治末~大正期の盲教育界における職業教育をめぐる議論とその特質

戦前日本(明治末〜昭和戦前期)の盲教育界における職業教育をめぐる議論の特質は、 同時期の盲人団体に見られる鍼按に関する身分法の確立・盲人保護法の制定という要求に とどまらず、さらに鍼按以外のいわゆる新職業の開拓とその教育という問題を課題化して、 各種盲教育大会(全国大会・地方大会)で議論したことである。

但し鍼按以外の職業教育については、明治の盲学校創設期においてもすでに行われていた。例えば、京都市立盲唖院では1880 (明治13) 年より「こより細工科」が置かれており、東京の楽善会訓盲院では1882 (明治15) 年より「紙細工」の指導が行われている。しかし、これらの職業教育を受けて卒業しても経済的に自立するほどの生産性をあげることはできず、まもなく廃止されている(3)。

盲教育界において鍼按以外の職業教育,いわゆる新職業の教育について組織として本格的に論議されるようになったのは大正期に入ってからである。

以下、明治末~大正期と昭和戦前期に開催された各種盲教育大会等での職業教育関係の 討議題・談話題等に注目して整理・検討していく。(全国大会等での議論の一覧は末尾資料 を参照)

第 1 節 明治末~大正期の全国盲唖教育大会等での職業教育をめぐる議論とその特質

(1) 全国盲唖教育大会での議論(1907~1917年)

全国盲唖教育大会の前身である「日本盲唖学校教員会」の第2回大会(1908年)において、「音楽にも鍼按にも適せざる然かも白痴にあらざる盲人に授くる最も適當なる職業如何」が討議されており⁽⁴⁾、その後の大会においても、盲学校における新職業教育実施についての是非や導入の方法等に関する協議や情報交換が行われている。すなわち、1911(明治44)年に開催された全国盲唖教育士会の第3回大会において「盲唖に最適当なる新職業を研究すること」が協議題として提出されており⁽⁵⁾、1913(大正2)年開催の第4回大会においても「盲学校に於て課すべき職業の研究」「盲技藝として音鍼按の外に適當なる職業を求むるの可否」が提案されている⁽⁶⁾。また、1915(大正4)年開催の第5回大会においては「盲生に新技藝を課する方法を講ずる事」が盲部議題として提出されている⁽⁷⁾。

さらに、1917 (大正6) 年開催の第6回大会においては、京都校提出の「盲人の新職業」 (談話題) が議論され、「盲人職業の範囲を広むる意義なるか、または低能児にのみ適当する職業の意義か」の質疑が行われたり、「欧米各盲唖学校における盲人の職業」が具体例を 挙げて紹介されている⁽⁸⁾。

(2) 第一回全国盲唖学校長会議の議論(1919年)

1919 (大正8) 年12月に開催された文部省としては初の全国盲唖学校長会議において、文部省諮問案のひとつに「盲學校及聾唖學校に於て課すべき職業の種類如何」が上程された。これに対する盲唖学校長会議の答申案は、二つの内容からなっている(9)。

すなわち、その第1は、「従来盲人職業科として一般学校に課しつ」ある所の本邦固有の

鍼按灸及音楽(和洋)を以て適当なる職業科と認む。但し、出来得る限り技能の向上・進 歩を計り特技を発揮する事に務め、将来少なくも盲人の鍼按灸及音楽業は普通同業者以上 に適当せる技術なることを認めしむることに至らしむること」として、伝統的職業である 鍼・灸・按・音楽業を最重要視し、健常同業者以上に優れた知識・技術を有していること が認められるようにすることを提言している。そして第2には、「将来案としては可及的盲 人職業の拡張を計り、時勢の推移に鑑み盲人の能力を考察し之に適当なる職業科を研究・ 選定し、盲人の技能及生活能率を増進せしむる事に務むる事」を提言している。そして、 将来盲学校において指導が可能と思われる職業科目として、農業(園芸、養鶏、養豚等)、 商業、ブラシ職、畳職、籠細工、靴工、手芸(裁縫、編物、組紐等)、速記術、点字印刷工、 ピアノ調律等、10 数種類を選定している。

(3) 帝国盲教育会の議論(1921~1926年)

帝国盲教育会においては、先の第一回全国盲唖学校長会議の答申を踏まえて、「盲牛に闌 藝を課しつゝありや若し之あらば其概況を承はり度し」(第1回, 1921 年) ⁽¹⁰⁾, 「盲人の職 業にして現今指導教育され居るものゝ外將來職業として適當なるものを選定し併せて之が 教育に要する學術等をして調査研究をなすべき機關を設けられたし」(第3回,1925年)(11), 「盲學校卒業生の副業に就て承りたし」(第4回, 1926年) (12)等, 新職業教育の実施状況 に関する情報交換と討議を行っている。また、1922 (大正11) 年の帝国盲教育会臨時総会 (13)においては、文部省の諮問案に対する答申の中で、盲人に対する新職業の教育・指導に ついて、次のとおり提言している。すなわち、諮問案「我國盲學校に於ける職業科の改善 方案如何」に対し、盲人に対する新職業の教育を「土地の状況に応じ職業学校規程により 盲人に適切なる農業学校併に工芸学校を設立するの必要あるを認む」として、「土地の状況 に応じ」とはしながらも,按摩学校・鍼按学校・音楽学校の他に,農業・工芸の二つの学 校の設立を提起している。そして、農業・工芸学校の修業年限については「二カ年以上と す」、入学資格は「年齢十二年以上にして学力尋常科卒業者若くは之と同等以上の学力ある ものとす」として、按摩学校と同じ形式を提示しており、また、履修科目についても、按 摩学校と同じく、修身・国語・体操の他、農業学校においては園芸・養蚕・養鶏・養豚・ 搾乳等1科目以上を選択・加設することとし、工芸学校においては籠細工・縄綯・網細工・ 裁縫・編物・組紐・袋物などの手芸等、1科目以上を選択・加設するものとしている。

1924 (大正 13) 年開催の帝国盲教育会第 2 回総会(14)における文部省諮問案「盲唖者に對する最適切なる社會教育的施設方案如何」に対する答申は、「共通・盲部・聾唖部」の三つの柱からなっている。その「共通」の部において、「一. 文部省に盲唖者研究所を設置せられたきこと」、「二. 社会教育指導官を設くること」、「三. 職業の指導奨励をなすこと、イ)授産所を設くること、ロ) 職業紹介所及相談所を設くること」等を提起し、教育制度の改善に加えて社会事業制度の改善・充実の必要性を提言している。

以上のように、明治末~大正期の盲教育界(日本盲唖学校教員会→全国盲唖教育大会→帝国盲教育会)における新職業教育をめぐる議論は、三つの段階に分けてとらえることができる。 すなわち、1919年の第一回全国盲唖学校長会議以前の段階においては、新職業教育の必要性が意識され、討議が重ねられたが、具体案にまでは至らなかった(第一段階)。しかし、第一回校長会議を契機に、文部省の諮問案に対する答申にみられるように、教育可能な新職業の種類の議論と選定が行われ、盲人の職業教育のあり方に新局面が開かれた

(第二段階)。そして大正後期においては、先の第一回校長会議の決議を受けて、さらに具体的な教育の形態と方法について議論を深めるとともに、教育制度の拡充(盲聾教育の義務化等)に加えて、授産所の設置等、社会事業制度の整備と結合した職業教育・進路保障へと変化・発展している(第三段階)。

そして,これらの要求運動の中軸には,一部に鍼按以外の専門的職業教育(ピアノ調律等)の必要性も論じられてはいるが,一貫して按摩営業が困難と思われる盲人の社会自立をどう実現していくかという問題が据えられていた。

第2節 地方盲唖教育大会の議論-西部盲唖教育協議会を中心に-(1912~1922年)

次に、大正期の地方大会の議論を見ていく。その点を 1912 (明治 45) 年に地方の盲唖教育研究組織として全国でいち早く発足した「西部盲唖教育協議会」(九州およびその隣接地域の盲唖教育関係者によって組織) (15)に注目して検討していくと、そこにおいても、盲人の職業教育・進路保障に関して、全国の組織 (「日本盲唖学校教員会」→「全国盲唖教育大会」) と共通する議論が多く行われている。

まず第一回西部盲唖教育協議会(1912年)において、「盲唖職業準備として加設すべき恰好の科目如何」(長崎校提出)、「九州に於ける盲唖者に適切なる職業如何」(大分校提出)(160が議題として出され、既設の「鍼按灸」「音楽」以外の「適切な職業」の有無と可能性をめぐって意見交換がなされた。その後の大会においても、盲学校における新職業教育実施についての是非や導入の方法等に関する協議や情報交換が行われている。すなわち、1914(大正3)年に開催された第二回大会において、協議題として「鍼按灸にも適せず而も低能児にあらざる盲生の教育及救済法如何」(長崎校より)、談話題として「盲生の技術として鍼按音楽の外に適当なる技術あるや否やに就て承はりたし」(日向校より)が提出されている(17)。後者の日向校提出の談話題に対しては、「未だ学校に於て教科用として採用するに足るものあるを見ず」という結果に終わっている。1922(大正11)年開催の第五回大会においても「盲生に対し鍼按灸音楽等の職業以外に適切なる職業科に付き各学校の意見承りたし」(柳河校より)が談話題として提出されている(18)。それに対して大分校より男子には「竹細工」、女子には「毛糸の編み物或はレース編み」が新たな職業として適切であることが例示されている。

ここで前述の全国大会との関連で注目すべきは、第4回全国盲唖教育大会(1913年)において、鹿児島校が「盲技芸として音鍼按の外に適当なる職業を求むるの可否」を提出していることであり(19)、さらに1915(大正4)年開催の第5回全国盲唖教育大会においても「盲生に新技芸を課する方法を講ずる事」を提案していることである(20)。この地方盲学校よりの議案提出は、第1に、地方大会(西部盲唖教育協議会)での提出校とは異なるものの、盲学校における職業教育・進路保障の問題に対し、全国と地方の両組織が連動して取り組んでいたことを示唆するものであり、第2には、鍼按関係中央法規の制定等により、盲人に対する職業教育・進路指導の一層の充実が求められていたことを示すものである。

また、第5回西部盲唖教育協議会(1922年)においては、長崎校より「盲人の品位及趣味を向上せしむるの方法如何」(21)の提案が行われ、その討議題に対し大分校が、品位および趣味を向上させるためには、「普通教育の徹底を図ること」、「普通教育を卒へたるものを職業科に入学せしむること」、「盲人の特性等を研究すること」など計8項目が重要になる

との意見を表明した。これは、盲人の職業を実利的観点からのみでとらえるのではなく、 普通教育の徹底・充実による人格教育(全人教育)を基礎とすることの必要性を強調した もので、特筆すべき提起であるといえる。

第3節 盲教育界における新職業問題の成立背景

このように明治末から大正期の盲教育界(全国・地方を問わず)においては、盲人の伝統的職業である鍼按以外の新職業に関する問題が積極的に議論された。その背景には、この時期活発に展開された鍼按専業を骨子とする盲人保護法制定要求運動と、その結果としての鍼按に関する中央法規の制定があげられる。以下、その点に若干言及しておく。

盲人医学協会⁽²²⁾においては、この鍼按の専業を旗印として、板垣退助、高木正年、三宅秀(東京帝国大学教授、医学博士)や西本願寺派の支持を得、1903・04(明治 36・37)年と連続東京で全国盲人大会を開催している。そして、この運動は、1905(明治 38)年2月、立憲政友会奥野市治郎他1名による「盲人保護に関する建議案」の衆議院提出となって表われ国政の場に持ち出されるに至る。

その奥野他1名提出の建議案⁽²³⁾の骨子は、「鍼按二業ハ一定ノ法規ノ下ニ盲者ニ限リ特ニ之ヲ免許スへシ但シ盲者ニアラスシテ從來該業ヲ營ム者ハ仍之ヲ継續セシメ醫師看護婦看護人ハ除外トス」というものであった。すなわち、建議案は、鍼・按摩業を独占とすることによって盲人の保護を図ろうとするものであったが、同時にここにいう「一定の法規」とは試験による免許制を意味し、鍼按業独占による盲人の保護とともに盲人自身にも学術・技能向上の努力を課するものであった。

政府は盛り上がった盲人運動に対して、盲人の按摩専業はかえって技術を退歩させるとしてこれを退けながらも、政策上試験制度と一部盲人保護制度の必要を認め、1911 (明治44) 年8月「按摩術営業取締規則」(内務省令第10号)、「鍼術、灸術営業取締規則」(同令第11号)を公布した。

鍼灸按中央法規の制定による盲教育界への影響に関して重要な点は、第1に、所定の修業履歴は師弟制度(徒弟制度)によることも認めてはいたものの、修業後の免許試験に全て解剖・生理・衛生などの西洋医学科目を課したことである。これによって漢方系の徒弟制度は西洋医学の試験に対応できなくなり、それに代わる盲学校あるいは鍼按講習所の設立がいっそう促進される事になった。この傾向は、試験免許を実施した一部府県においてはすでに明治30年代後半から見られたが、特にそれは1910年前後の盲唖学校数(そのほとんどが盲学校)・盲生徒数の飛躍的な増加として表れている(24)。

盲教育界への影響の第2は、盲唖学校の要求を入れて、地方長官指定の盲学校・講習会卒業生には無試験免許の特典を認めた事である。これによって各盲学校は生徒確保のため指定基準(1911年12月、内務省訓令631号)に見合う修業年限・設備・学科目・教員等の整備を迫られ、日本の盲学校における鍼按師養成学校としての性格はここに確立したと言ってよい。

このように、鍼灸按中央法規の制定により、全国の盲学校は人的・物的整備が求められるとともに、新制度に対応することが困難な生徒への職業教育・進路問題に関する対策が急務な課題となり、全国・地方を問わず盲教育の研究会等において、これらの課題解決のために活発に議論が展開されたのである。

第2章 昭和戦前期の盲教育界における職業教育をめぐる議論とその特質

第1節 全国・地方盲唖教育大会における議論の検討

(1) 日本盲教育会の議論(1925~1928年)

まず、1926年7月に新たに発足した日本盲教育会(前身は1925年設立の「日本盲教育同志クラブ」)での議論から見ていく。日本盲教育会主催の第2回全国盲教育研究大会(1927年)(25)においては、文部省の諮問案「盲学校生徒の教養を一層向上せしむるに最も適切なる方案如何」に対する答申が提出され、その中で、「現今本邦盲學校ニ於テ行ハルル教育ハー般陶治就中情操陶治ニ缺陷ヲ有ス。從テ全人トシテノ教養上遺憾ナシトセズ。此ノ缺陷ヲ補ハントスルニハ」として、「中等部ニ於テハ出來ル限リ高等普通教育ヲ施シ一般陶治ヲ徹底セシムルコト」等の5項目からなる方針を提言している。そして、その方針に基づいて訓練・施設ならびに教授上改善を要する事項を具体的に提示し、盲人への高等普通教育の保障による新職業への進出を提起している。

また、第3回研究大会(1928年)(26)においては、同じく文部省の諮問案「盲学校における職業教育並びに職業指導上特に留意すべき事項如何」に対する答申の中で、「盲學校中等部ニ鍼按音樂ノ外土地ノ状況ニョリ盲人ニ可能ナル職業ヲ授クベキ學科ヲ置クコト」「職業ニ對スル援助補導紹介等ノ方法ニョリ盲人ヲシテ可成職ニ就カシムルコト」「職業實習所並盲人授産所ヲ設置スルコト」等を提起し、盲人に対する新職業の教育を農業・工芸に限定していた大正後期の議論(例えば1922年の帝国盲教育会臨時総会)を発展させて、多数の職種を想定した開拓・拡大に向けての盲学校教育の充実と、社会施策の整備について求めている。

(2) 帝国盲教育会の議論(1928~1937年)

帝国盲教育会の第5回総会(1928年)においては、「国立盲人職業研究所ヲ設置サレンコトヲ内務大臣ニ建議スルノ件」の決議および「盲人ノ新職業調査研究ニ關スル具體的方法ヲ定ムルノ件」の協議が行われている⁽²⁷⁾。

また、同会主催の第1回全国盲教育研究大会(1929年)において東京盲学校長秋葉馬治は、「盲人新職業に關する件」と題する研究発表の中で、新職業開拓の要求は、「時代の趨勢」であると述べ、「西洋音楽者」「楽器調律師」「盲学校普通科教師」「授産所の経営による手工業」等を例示して、新職業の開拓が按摩業での社会自立が困難な盲人への対策ばかりでなく、希望者にあっては、その能力・適性に応じて鍼按以外の職域を選択することも必要であり可能であることを提起している(28)。

第7回総会・研究大会(1935年)⁽²⁹⁾においては、文部省諮問案「盲学校二於ケル職業教育振興二関シ最モ適切有効ナル施設並其ノ実施方法如何」に対する答申の中で、「職業研究機関ノ設置二関スル件」として、「盲學校二於ケル既設職業科並盲學校二適切ナル新職業科ニ關スル科學的研究ヲ行フ機關ヲ特設スルコト」を提言している。

また、第9回大会(1937年)⁽³⁰⁾においても、同じく文部省諮問案「盲学校に於ける全盲生徒の職業指導上特に留意すべき事項如何」に対する答申の中で、「輓近社会の諸情勢は従来盲人の主要職業たりし鍼按及び邦楽を盲人の手より奪ひ盲人生活を圧迫すること愈々大なるものあり、而して斯る生活上の圧迫は全盲者に於て特に著し。盲学校はこの問題に関し格段の研究と実施の用意とを必要とす。」として、「新職業分野の研究に関する機関を設

置し是れが開拓助長に努むべきこと」を提言するとともに、新職業として比較的可能性の高い職種として「教員」「牧師」「僧侶」「著述業」「タイピスト」「簡易手工」等、10 数種をあげている。さらに同答申は「職業の選擇に關し生徒の個性傾向を重んじ徹底的個別指導に努むべきこと」を提言しており、盲学校における職業教育充実のためには、鍼按のみに限定せず、個々の能力・適性に応じたきめ細かな職業指導と進路保障が重要であることを提起している。

以上のように、昭和戦前期の盲教育界(全国)における新職業教育をめぐる議論の特質は、二つに大別してとらえることができる。

すなわち、1926年7月に新たに発足した日本盲教育会(前身は1925年設立の「日本盲教育同志クラブ」)における議論の特徴は、大正期の「実利主義」的な職業教育に疑問を投げかけ、高等普通教育の充実による「全人教育」を基礎とした職業教育の振興と進路保障という方向性を主張するところにあった。そして、盲人に対する新職業の教育を農業・工芸に限定していた大正後期の議論を発展させて、多数の職種を想定した開拓・拡大に向けての盲学校教育の充実と社会政策的施策の整備について求めている。

帝国盲教育会においても、従来の按摩業での社会自立が困難な盲人への対策とともに、 鍼按以外の新職業に関する調査研究の必要性を提起している。そして、盲学校における職 業教育について、鍼按のみに限定せず、個々の能力・適性に応じたきめ細かな職業指導・ 進路保障の充実を求めている。

(3) 地方盲唖教育大会の議論-九州盲唖教育研究会を中心に-(1926~1940年)

前章2節で検討した西部盲唖教育協議会は、1926年7月に九州盲唖教育研究会として第 1回目の地方大会を開催し、以後九州地区に根ざす地方大会として議論を積み重ねていった。 以下、九州盲唖教育研究会等に注目して昭和戦前期の議論を検討していく。

九州地区では、第2回九州盲唖教育研究会(1927年)において「各地に於ける盲人に対する社会的施設の状況承りたし」(大分校)が提出されており⁽³¹⁾、1931(昭和6)年開催の第5回大会においては「卒業生の社会的地位並に生活状況承りたし(大分)」、「卒業生の就職状況並に職業指導につき承りたし(佐賀)」が提案されている⁽³²⁾。また、1935(昭和10)年開催の西日本盲聾唖学校長会においては「盲人の職業として邦楽の復興に関し適切なる方法を講じては如何」(大分校)が提出されており⁽³³⁾、第9回九州部盲教育研究会(1936年)においては「卒業生指導に関する施設状況につき」(熊本校)が提案されている⁽³⁴⁾。

ここで全国大会との関連にも注目すると、第2回帝国盲教育会総会ならびに研究大会(1930年)において、柳河校より「盲学校を中心とせる盲人関係の各種社会的事業実施の状況を承りたし」が談話題として提出されていることであり⁽³⁵⁾、また第6回大会(1934年)においても、福岡校より「盲教育における職業陶治の普遍層と特殊層」と題する研究発表が行われていることである⁽³⁶⁾。さらに、鍼按関係においても、鹿児島校より「鍼灸按摩マッサージの定義」についての研究発表が行われており(第5回大会、1933年)⁽³⁷⁾、また第7回大会(1935年)においては、大分校より「盲学校鍼按科卒業者の治療領域拡張に監視適切なる方法を講じては如何」が協議題として提出されている⁽³⁸⁾。

この地方盲学校よりの議案提出は、第1に、地方大会(九州盲唖教育研究会)での提出校とは異なるものの、盲学校における職業教育・進路保障の問題に対し、全国と地方の両組織が連動して取り組んでいたことを示唆するものであり、第2には、激増する療術業者

対策等 (次節で検討) を踏まえての鍼按に関する職業教育・進路保障の一層の充実が求められていたことを示すものである。

第2節 昭和戦前期の盲教育界の職業教育問題と盲人運動における保護・ 教育要求との関連

これまで見てきたように昭和戦前期の盲教育界(全国・地方を問わず)においては、「全人教育」を基礎とした職業教育の振興、鍼按以外の新職業に関する調査研究の必要性、授産所の設置等による社会事業施設の整備について積極的に議論がなされているのが特徴的である。その背景には、この時期盲人団体を中心として、要求の中心を按摩専業においていた明治末から大正期とは異にし、按摩専業要求と、貧窮盲人対策に力点をおいた盲人保護法制定の要求とを分離した運動が展開されたこと、激増する療術業者等の晴眼無資格者対策をあげることができる。

すなわち、1928(昭和3)年開催の大礼記念全国盲人大会においては、盲人の按摩専業は「決議」にも「宣言文」にも含まれていないのみならず、同大会においては、「宣言文」の中で、盲人保護法の制定と教育の充実が急務であることを下記のとおり表明している。

「自由競争を本旨とする現代の社会組織において、競争至難の運命に置かれたる我々盲人の生活が、一般に比して更に苦痛の深刻なるはむしろ当然なりと言うべきである。これに対する救済の道は、少なくとも最小限度において、吾人は、我々の生活を保障しうるにたる社会立法の制度によりて盲人を保護することをもって完全の急務であると信ずる者である。しかして我が国民の9割6分までがいわゆる義務教育実施制度によりて国民たるの資格を具有しうるに関わらず、一人我が盲児童に対して未だこれを欠くは、人道上ゆゆしき問題であると言うべきである(中略)。かくのごとき盲人の生活を改善し、その地位を向上せしむるの道多々ありと言えども、盲人保護法の制定と盲児童の義務教育の実施をもって最も急を要する問題なるを確信する次第である(後略)」(39)。

この「按摩専業」を含まない盲人保護法の制定要求は、翌1929(昭和4)年に鍼按業斎藤武弥ら70名によって貴衆両院に提出された「盲人保護法制定の請願」においても見ることができる。すなわち、同請願に関する衆議院委員会審議の中で、請願の趣旨について紹介議員は次の通り報告している。

「これは請願書の中に書いてありますように、同じ盲人と言っても普通の能力を持っておるところの盲人ならば按摩業をやるとかあるいはいろいろなことをもって生計を立てることができますけれども、盲人の中でも普通の能力を備えていない者、甚だしきに至ると低能というような者もある。そういうような者はほとんど保護者がないというとたちゆかないというので、そういう点からして是非国家の力をもってそういう者を救済してもらいたいというのであります(後略)」(40)。

そして、この按摩専業と貧窮盲人対策に力点をおいた盲人保護法制定要求を分離しての運動の形態は、中央盲人福祉協会(現、日本失明予防協会の前身)における 1939 (昭和 14) 年厚生大臣宛提出の「鍼師灸師マッサージ師按摩師法制定ニ関スル陳情書」(同法に関する希望要綱を含む)および「盲人保護法ニ関スル建議書」(同法要旨を含む)に端的に現れている(41)。

もちろん、昭和戦前期においても、大正期と同様「按摩専業」を骨子とする盲人保護法

制定に関する議会への請願は、盲人団体・中央盲人福祉協会が中心となって行われており、特に、1934(昭和9)年の第65回議会⁽⁴²⁾、1935(昭和10)年の第67回議会⁽⁴³⁾では委員会で可決されている。

しかし、この時期の「按摩専業」は、盲人保護法制定要求の骨子であると同時に、1930(昭和5)年の東京府における「療術行為に関する取締規則」制定を機に、晴眼無資格者対策という業権擁護要求とも連動して運動が展開されている。すなわち、同年11月の東京府における「規則」発布を契機に急速に顕在化した晴眼療術業者対策に関する盲人団体の要求の中心は、類似業の鍼灸按摩術営業取締規則への「包含」と、行政に対する取り締まり強化の「要請」であった。したがって、この時期盲教育界においても、伝統的職業である鍼按業に関し、これらの現状を認識して、従事者の資質向上・生活権養護のために、職業教育充実に向けての議論が活発に展開されたのである。

このように、昭和戦前期の盲教育界における職業教育要求の議論の中心は、鍼按教育の 充実に加えて、鍼按以外の新職業についての調査研究の必要性、社会事業施設の整備によ る社会自立困難な盲人への対策であり、それは同時に、普通教育の充実に基づく職業教育 の振興と進路保障を主張するものであった。

おわりに

明治末~大正・昭和戦前期の盲教育界においては、盲人団体に見られるような生活権擁護の要求(盲人保護法の制定・鍼按関係身分法の制定)とともに、鍼按以外のいわゆる新職業の教育要求に関しても各種大会において議論された。

その結果、大正期においては、鍼按業を中心としつつも、盲人の能力と適性に応じた職域の拡大が模索され、昭和戦前期においては、従来の按摩業での社会自立が困難な盲人への対策を中心とした実利的な職業教育ばかりでなく、「全人教育」の視点に立つ普通教育の充実を基礎とした職業教育・進路保障要求についても議論されている。

しかし本研究は、全国・地方(一部)の各種盲唖教育大会での議論に限定して検討した ため、議論の具体的展開とそれに基づく職業教育の実体の解明は未検討である。

したがって今後の課題としては,①地方大会での議論のさらなる掘り起こしと各盲学校での職業教育のとりくみの解明,②盲学校及聾唖学校令(1923年)による普通教育の重視・徹底が盲学校の職業教育に及ぼした影響の解明,③盲教育界をリードした主要な人物の盲人職業教育論の検討,④大正・昭和戦前期の職業教育に関する理論と実践が,戦後の盲学校における職業教育・進路指導の実践にどうつながっていったのかの解明,等があげられる。

く注>

- 1) 厚生労働省大臣官房統計情報部『平成 12 年度衛生行政業務報告例』(厚生統計協会) 320 ~ 322 頁, 2002 年
- 2) 加藤康昭氏の主な研究には、①「日本における盲人運動の成立とその要求」『障害者問題史研究紀要』第32号、3~7頁、1989年4月、②「日本の障害児教育成立史に関する研究-成立期の盲聾唖者問題をめぐる教育と政策-」『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』第43号、125~142頁、1994年3月がある。

- 3) 『視覚障害教育百年のあゆみ』 (第一法規出版), 124 頁, 1976 年
- 4) 全国盲唖教育家大会『人道』第39号,12頁,1908年7月
- 5) 全国盲唖教育大会『帝国教育』第349号,78~81頁,1911年8月
- 6) 第四回全国盲唖教育大会提案『内外盲人教育』第2卷夏号,42頁,1913年7月
- 7) 第五回全国盲唖教育大会概况『内外盲人教育』第4巻秋号,95~96頁,1915年10月
- 8) 第六回全国盲唖教育大会『内外盲人教育』第6巻秋号,86頁と91頁,1917年10月
- 9) 全国盲唖学校長会議『内外盲人教育』第8巻冬号,79~89頁,1920年2月
- 10) 『帝国盲教育』第1巻第3号,64頁,1921年10月
- 11) 第三回帝国盲教育会『帝国盲教育』第5巻第3号,164頁,1926年3月
- 12) 帝国盲教育会第四回総会『帝国盲教育』第6巻第2号, 31~34頁, 1926年10月
- 13) 帝国盲教育会臨時総会報告『帝国盲教育』第2巻第1号,7~8頁,1922年5月
- 14) 帝国盲教育会第二回総会報告『帝国盲教育』第4巻第1号,8~9頁,1924年7月
- 15) 西部盲唖教育協議会則『内外盲人教育』第1巻秋号, 48頁, 1912年11月
- 16) 第一回西部盲唖教育協議会々議録『内外盲人教育』第1巻秋号,50頁,1912年11月
- 17) 第二回西部盲唖教育会報告『内外盲人教育』第3巻冬号,27~28頁,1915年2月
- 18) 第五回西部盲唖教育協議会状況報告『帝国盲教育』第2巻第4号,154~162頁,1923年2月
- 19) 第四回全国盲唖教育大会提案『内外盲人教育』第2卷夏号,42頁,1913年7月
- 20) 前掲『内外盲人教育』第4巻秋号,96頁,1915年10月
- 21) 第五回西部盲唖教育協議会状況報告『帝国盲教育』第2巻第4号, 153~162頁, 1923年2月
- 22) 現東京盲人福祉協会の前身。1905 (明治 38) 年盲人鍼按協会,1918 (大正 7) 年盲人保持協会,1940 (昭和 15) 年東京府盲人協会,1943 (昭和 18) 年東京都盲人協会と改名している。
- 23) 『第二十一回帝国議会衆議院議事速記録』第 18 号, 278 ~ 280 頁, 1905 年 2 月 19 日
- 24) 前掲注 2) -②, 138~140頁
- 25) 川本宇之介『盲教育概観-盲教育の理想と本邦盲教育の改善-』, 162~167頁, 1928年
- 26) 『盲教育』第1巻第1号,50頁,1928年11月
- 27) 『盲教育』第1巻第1号, 46頁
- 28) 『盲教育』第5巻,62~63頁,1930年3月
- 29) 『帝国盲教育』 第7巻第2号, 28~37頁, 1936年2月
- 30) 『帝国盲教育』第9巻第1号, 32~49頁, 1937年9月
- 31) 第二回九州盲唖教育研究会『帝国盲教育』第7巻第2号,24~25頁,1927年7月
- 32) 九州部会第五回総会概况『盲教育』第 4 巻第 1 号, 83 ~ 85 頁, 1932 年 6 月
- 33) 西日本盲聾唖学校長会概況『帝国盲教育』第7巻第1号,78~84頁,1935年8月
- 34) 第九回九州部盲研究会概况『帝国盲教育』第8巻第2号,45頁,1937年4月
- 35) 第二回帝国盲教育会記録「盲教育」第3巻第2号, 39-46頁, 1930年7月
- 36) 第六回帝国盲教育会臨時総会並研究大会概況「盲教育」第6巻第2号,123-128頁,1935年1月
- 36) 第五回帝国盲教育会臨時総会並研究大会概況「盲教育」第5巻第2号,121-133頁,1933年11月
- 37) 帝国盲教育会第7回総会並研究大会概况「帝国盲教育」第7巻第2号,28-37頁,1936年2月

- 39) 『点字大阪毎日』(1928年12月6日)
- 40) 『点字大阪毎日』(1929年3月28日)
- 41) 『中央盲人福祉協会会誌』第13号,52頁,1940年2月
- 42) 『第 65 回帝国議会衆議院議事速記録』(1934 年 3 月 17 日), 『第 65 回帝国議会衆議院委員会議録』(1934 年 3 月 20 日)
- 43) 『第67回帝国議会衆議院議事速記録』第16号(1935年2月20日)
 - (付記)本研究は、日本特殊教育教育学会第38回大会(2000年9月 静岡大学)において発表した「近現代日本の盲人運動と職業教育(第1報)」(大正期)(『日本特殊教育教育学会第38回大会発表論文集』476頁所収)と同第39回大会(2001年9月 香川大学)において同テーマの第2報(昭和戦前期)として発表した成果(『日本特殊教育教育学会第39回大会発表論文集CDROM版』所収)とを基礎にして、平田と久松がさらなる検討作業と共同討議をおこない、その上で一次稿を久松が執筆し、平田がそれを点検・修正・加筆してまとめたものである。

く資 料>

明治末期~昭和戦前期の全国盲唖教育大会・帝国盲教育会等における職業教育関係記事一覧 平田・久松作成

	为后不别 咱们我们别少王国官	T. 7	双首大会・帝国首教育会寺における職業教育関係記事一覧 平田・久松作成
No.	大 会・会 議 名		職業教育関係記事内容(上段)/検討資料の出典(下段)
1	第1回日本盲唖学校教員会 (1907=明治40.5.11~13)	内容	*大会の詳細な内容が不明のため、未確定
	於・東京盲唖学校	出典	①「日本教育」第47号(1907.5)に鳥居嘉三郎の10分間演説の記事あり。 ②丸川仁夫編『日本盲唖教育史』(1929年)122~124頁
2	第2回日本盲唖学校教員会 (1908=明治41.4.7~10)	内容	議案「音楽にも鍼按にも適せざる然かも白痴にあらざる盲人に授くるに最も適当なる職業如何」(③より) *②もほぼ同様
	於・京都市立盲唖院	出典	①全国盲唖教育家大会「教育時論」第828号, 33頁, 1908.4.15 ②全国盲唖教育大会(続)「教育時論」第829号, 39頁, 1908.4.25 ③全国盲唖教育家大会「人道」第39号, 12頁, 1908年7月
3	第3回全国盲唖教育大会 (1911=明治44.7.18~25)	内	議案「九. 盲唖に最適当なる新職業を研究すること」(岡崎校提出)(③より) ■
	於・東京盲学校	容	議決の結果「盲唖者に適当なる新職業を、研究せんといふ原案には、満場賛成なるるも、其研究方法に就き、各自研究して次回までに報告すること、委員を挙げて研究せしむることとの両方法案出で、何れも少数にて結局原案不成立となった」(②より)
		出典	①全国盲唖教育大会「教育時論」第944号,26~27頁,1911.7.5 ②全国盲唖教員大会「教育時論」第947号,23~25頁,1911.8.5 ③全国盲唖教育会「帝国教育」第349号,78~81頁,1911年8月 ④『第三回全国盲唖教育会報告』(全145頁)1911(M.44)年10月発行
4	第4回全国盲唖教育大会 (1913=大正2.10.21~1週間)	内容	議案「盲学校に於て課すべき職業の研究(東京)」 議案「盲技芸として音鍼按の外に適当なる職業を求むるの可否(鹿児島)」
	於・大阪市立盲唖学校	出典	①第四回全国盲唖教育大会提案「内外盲人教育」第2巻夏号,41~42頁,1913年7月
5	第5回全国盲唖教育大会 (1915=大正4.7.21~4日間)	内容	議案「盲生に新技芸を課する方法を講ずる事(鹿盲)」(③より)
	於・東京聾唖学校	出典	①全国盲唖教育会「教育時論」第1091号,18頁,1915.8.5 ②第五回全国盲唖教育大会「内外盲人教育」第4巻春号,26頁,1915年6月 ③第五回全国盲唖教育会概況「内外盲人教育」第4巻秋号,95~101頁,1915年10月 ④『第五回全国盲唖教育会報告』(所在不明・未見)
6	第6回全国盲唖教育大会 (1917=大正6.7.23〜27) 於・京都市立盲唖院	rı	談話題「盲人の新職業(京都)」(④より) 【提出者寺町六郎氏(京都)提出の説明をなして曰く、本問題の意義は低能盲児に適当せる新職業の意義に限定せらるるなりと。 ・ 橋村徳一氏(名古屋)名古屋にも斯かる低能盲児あり是等には敲き按摩が最も適当せるならんと。小林卯三郎氏(淡路)は、盲人職業の範囲を広むる意義なるか又は低能児にのみ適当する職業の意義かと質問的に問ひながらやはり敲き按摩が適当するならんと述べたり。森清克氏(大分)は、先年渡米中に盲人の牛乳搾収業を執りつつあるを見受けたりと述べ、最後に町田則文氏(東京)は欧米各盲学校に於ける盲人の職業をば一々列挙して詳細に述べられたり。」(④より)
		出典	①第六回全国教育大会問題「内外盲人教育」第6巻夏号,68~69頁,1917年7月 ②全国盲唖教育大会「教育時論」第1163号,18頁,1917.8.5 ③町田則文:第六回全国盲唖教育大会状況「教育界」第16巻第12号,84~88頁,1917年9月 ④第六回全国盲唖教育大会における講演~第六回全国盲唖教育大会「内外盲人教育」第6巻秋号,79~92頁,1917年10月
7	第1回全国盲唖学校長会議 (1919=大正8.12.1~4日間)		文部省第三諮問案「盲学校及 聾 唖学校に於て課すべき職業の種類如何」
	大・文部省内修文館 於・文部省内修文館	内	修正済の最終答申 「甲(盲部) 第一 実際案として現在の状態に鑑みれば従来盲人職業科として一般学校に課しつ つある所の本邦固有の鍼按灸及音楽(和洋)を以て適当なる職業科と認む但し出 来得る限り技能の向上進歩を計り特技を発揮する事に務め将来少なくも盲人の 鍼按灸及音楽業は普通同業者以上に適当せる技術なる事を認めしむる事に至ら

		容	しむること 第二 将来案としては可及的盲人職業の拡張を計り時勢の推移に鑑み盲人の能力を 考察し之に適当なる職業科を研究選定し盲人の技能及生活能率を増進せしむる 事に務むる事先つ理想としては将来学校に於て適当と認めたるもの左の如しブ ラシ職、靴工、農業(園芸、養鶏、養豚等)、商業、織物手芸(裁縫、編物、組 紐等)、速記術、点字印刷工、ピアノ調律、畳職、篭細工等」(①②③を合成)
		出典	①全国盲唖学校長会議「教育時論」第1248号,20~21頁,1919.12.15 ②全国盲唖学校長会議「内外盲人教育」第 8 巻冬号,79~89頁,1920年 2 月 ③江幡亀壽『社会教育の実際的研究』(博進堂),338~342頁,1921年
8	第7回全国盲唖教育大会 (1920=大正9.11.25~29).	内容	*詳細不明のため、未確定
	於・名古屋市立盲唖学校 *盲部と聾唖部に分離	出典	①盲唖教育大会諮問「教育時論」第1283号,39頁,1920.12.5 ②第七回全国盲唖教育大会「聾唖界」第22号,38-45頁,1920年12月
9	帝国盲教育会第1回総会 (1921=大正10.7.26~28)	内容	特になし
	於・東京盲学校	出典	①町田則文:帝国盲教育会の創立「教育界」第20巻第5号,59-60頁,1921年3月 ②盲唖教育大会「社会と教化」第1巻第8号,88頁,1921年8月 ③盲教育会答申案「社会と教化」第1巻第9号,88頁,1921年9月
10	帝国盲教育会臨時総会 (1922=大正11.4.1~4.3) 於・東京盲学校	内 容 出典	文部省諮問案「我国盲学校に於ける職業科の改善方案如何」 ◆ 答申案 「改善方案 第一 教育程度の向上を期すること。 一、学校の種類 (1) 按摩学校は、職業学校規程に準ずるものとす。 (2) 鍼按学校は、実業学校規程に準ずるものとす。 (3) 音楽学校は、実業学校規程に準ずるものとす。 但し鍼按学校、音楽学校には専攻科を設置することを得。 (4) 土地の状況に応じ職業学校規程に拠り盲人に適切なる農業学校併に工芸学校を設立するの必要あるを認む。 二、修業年限(略) 三、入学資格(略) 四、教科目及び教授時数(略) 五、教授方法の改善(略) 第二 関係法令の制度及び改正を要すること。(略) ①帝国盲教育会臨時総会報告「帝国盲教育」第2巻第1号,2~13頁,1922年5月
11	第2回全国盲唖学校長会議 (1924=大正13.2.25~27) 於・東京聾唖学校	 	特になし ①第二回全国盲唖学校長会議「帝国盲教育」第3巻第4号,98~109頁,1924年5月 ②第二回全国盲唖学校長会議「聾唖界」第30号,31~35頁,1924年6月
12	(1924=大正13.5.26~29) 開催校・広島県立盲唖学校		文部省諮問案「盲唖者に対する最適切なる社会教育施設方案如何」 ■ 諮問答申案 「盲唖者に対する最適切なる社会教育的施設に関しては左記各項に留意し夫々必要な方案を講じ之が実績を挙げんことを要す。
13	帝国盲教育会第3回総会 (1925=大正14.10.17~19) 開催校・大分県立盲唖学校	内容	盲部協議題「盲人の職業にして現今指導教育され居るものの外将来職業として適当なるものを選定し併せて之が教育に要する学術等をして調査研究をなすべき機関を設けられたし(静岡)」(164頁)
		出典	①第三回帝国盲教育会·第一回日本聾唖教育会総会報告「帝国盲教育」第 5 巻第 3 号, 152~173頁,1926年 3 月

		,	
14	帝国盲教育会第 4 回総会 (1926=大正15.6.4~6.5)	内容	談話題「盲学校卒業生の副業に就て承りたし(石川)」
	開催校・宮城県盲唖学校	出典	①『第四回帝国盲教育会·第二回日本聾唖教育大会 大会議事録』(全44頁)1926年 ②帝国盲教育会第四回総会他「帝国盲教育」第6巻第2号,31~34頁,1926年10月
15	帝国盲教育会第 5 回総会 (1928=昭和3.7.25~28) 開催校・函館盲唖院	内容	建議案「一〇. 国立盲人職業研究所ヲ設置サレンコトヲ内務大臣ニ建議スルコト 提出者 栃木県立代用足利盲学校」 協議案「七. 盲人ノ新職業調査研究ニ関スル具体的方法ヲ定ムルノ件 提出者 静岡盲唖学校」
		出典	①全国盲唖教育大会概況「口話式聾教育」第4巻第8号,16~37頁,1928年8月 ②第五回帝国盲教育会総会概況報告「盲教育」第1巻第1号,34~47頁,1928年11月
16	日本盲教育会第4回総会・第3 回研究大会 (1928=昭和3.8.1~8.4) 於・東京盲学校	内容	文部大臣諮問案「盲学校ニ於ケル職業教育並職業指導上特ニ留意スベキ事項如何」 ◆ 答申案 一、盲学校初等教育ヲ義務制トナシ其ノ充実徹底ヲ図ルコト 二、盲学校初等部教科書ヲ編纂スルコト 三、盲学校初等部ニ於テハ個性調査ヲ重ンズルコト 四、盲学校中等部ノ入学ハ志望者ノ身体、能力及家庭ノ事情等ヲ考慮シテ許可スルコト 五、盲学校中等部メス学ハ志望者ノ身体、能力及家庭ノ事情等ヲ考慮シテ許可スルコト 五、盲学校中等部譲按科ノ教育体系ヲ整へ譲業トシテー層価値アラシムルコト 六、盲学校中等部音楽科ノ教育体系ヲ整へ音楽ヲ盲人ノ職業トシテー層価値アラシムルコト 七、盲学校中等部ニ鍼按音楽ノ外土地ノ情況ニョリ盲人ニ可能ナル職業ヲ授クベキ学科ヲ置クコト 九、独立創造ノ精神並勤労尊重ノ気風ヲ養フコト 十、積任観念ノ養成ニツトメ職業道徳ヲ重ンゼシムルコト 十一、責任観念ノ養成ニツトメ職業道徳ヲ重ンゼシムルコト 十二、職業ニ対スル援助補導紹介等ノ方法ニョリ盲人ヲシテ可成職ニ就カシムルコト 十二、職業実習所並盲人授産所ヲ設置スルコト 十二、鍼灸按摩マッサージヲ向上セシムルタメ其ノ営業取締規則ヲ適当ニ改正スルコト 十五、鍼灸按摩マッサージヲ向上セシムルタメ其ノ営業取締規則ヲ適当ニ改正スルコト 十六、盲人ヲ専門学校以上ノ学校ニ入学セシムルノ方法ヲ講ズルコト 十七、全国各盲学校ニ於テハ其職員中ニ職業指導ニ当ルベキ係員ヲ置クコト
		1	日本盲教育会第四回総会並第三回研究大会概況「盲教育」第1巻第1号,48~55頁,1928 年11月
17	全国盲聾唖教育大会・盲部研究 大会 (1929=昭和4.7.26~29) 開催地・吉野山	内容	盲部研究大会 研究発表 第二種第二号 盲人新職業に関する件(発表者 秋葉馬治) (内容) 第一 欧米に於ける盲人の職業 (省略) 一 米国の部 二 英国の部 三 独逸の部 第二 我が国における盲人の職業(省略) 第三 新職業に就て 盲人観と社会事情とにより容易に新職業を求むること能はず、我が国盲人の鍼按業は欧米に於ても、マッサージを有望視する今日大いに発達せしむべきものと認む。併し時代の趨勢により新職業を欲する場合には大様左の職業を適当と認む。 一、西洋音楽者 二、楽器調律師 三、盲学校普通科教師四、授産所の経営による手工業等
		出典	①全国盲聾唖教育大会並盲部研究大会報告「盲教育」第5巻、66~76頁、1930年7月 ②秋葉馬治:盲人新職業に関する件「盲教育」第5巻、62~63頁、1930年7月
18	第2回帝国盲教育会総会及び研 完大会	内容	職業教育に関わって特になし
	(1930=昭和5.7.27~29) 開催校・熊本県立盲唖学校	出典	①第二回帝国盲教育会記録「盲教育」第3巻第2号,39~46頁,1930年7月

19	全国盲聾唖教育大会 (1930=昭和5.8.2~3) 於・台北市/台湾総督府会議室 (他)	内容	第二号議案 盲学校及聾唖学校卒業者ノ職業保護ニ関ン適切ナル施設事項如何 ↓ 台湾総督府諮問案 答申 甲、盲学校卒業者ノ部 一 盲学校、総督府及各州庁ニ盲人職業係ヲ置キ職業選択就職及就職後ノ補導ヲナスコト 二 私立ノ盲人福祉協会、盲人協会又ハ盲人互助会等ヲ設ケ公立職業係ノ欠ヲ補フ途ヲ講スルコト 三 盲学校職業係及私立諸協会ニ於ケル卒業者保護施設事項 イ. 随時職業ニ関スル講習会並ニ講習会ヲ開催スルコト ロ. 卒業者ノ開業ニ祭シ低利ヲ以テ開業ニ要スル資金ヲ貸与スル途ヲ講スルコト ハ. 音楽部ノ卒業者ニ対シテハ随時音楽会ヲ開催シ其技術ヲ紹介シ就職ノ途ヲ易ナラシムルコト ニ. 卒業者ノ共同治療所ヲ設ケ左記事項ヲ行フコト (イ)~(ハ)省略 四. 霊的治療法或ハ家伝灸術等患者ヲ欺瞞スベキ者ニ対シテハ取締法ヲ厳重ニスルコト
		出典	①全国盲 聾 唖教育大会報告「盲教育」第 3 巻第 2 号,47~58頁,1930年7月 ②全国盲 聾 唖教育大会概況「台湾教育」第30年第338号,129~136頁,1930年9月
20	第3回帝国盲教育会 (1931=昭和6.7.27~29)	内容	とくになし
	開催校・新潟県立新潟盲学校	出典	①第三回全国盲教育研究会並ニ帝国盲教育臨時総会概況報告「盲教育」第 4 巻第 1 号, 47~67頁,1932年6月
21	第4回帝国盲教育会総会 (1932=昭和7.7.27~29)	内容	とくになし
	開催校・山口県立下関盲唖学校	出典	①第四回帝国盲教育会総会並臨時研究大会概況「盲教育」第4巻第2号,36~50頁,1932年12月
22	第5回帝国盲教育会臨時総会 (1933=昭和8.7.27~29)	内容	とくになし
	開催校・東京盲学校	出典	①第五回帝国盲教育会臨時総会並に研究大会概況「盲教育」第5巻第2号,121~133 頁,1933年11月
23	第6回帝国盲教育会総会 (1934=昭和9.7.29~30)	内容	自由研究題で松月幸一(福岡盲学校)、「盲教育ニ於ケル職業陶冶ノ普遍相ト特殊相」 を発表
	開催校・和歌山県立盲唖学校	出典	①第六回帝国盲教育会臨時総会並研究大会概況「盲教育」第6巻第2号,123~128頁, 1935年1月
24	第7回帝国盲教育会総会 (1935=昭和10.7.27~28) 開催校・岡山県盲唖学校	内:容出	文部省諮問事項
		典	1936年2月

25	第8回帝国盲教育会総会 (1936-昭和11.726~27)開催校· 岩手県立盲唖学校	内容	文部省諮問案 盲学校ノ教育ニ関シ特ニ改善ヲ要スベキ事項 第一 制度ニ関スル事項(細目1~13 省略) 第二 設備ニ関スル事項(細目1~7省略) 第三 教育内容ニ関スル事項 一. 教科課程ニ関スルモノ(細目1~2省略) 二. 現下盲教育ノ実際ニ省ミ特ニ指導精神ヲ確立スルコト(細目1~13) 6. 職業科ノ指導上特ニ精神訓練ニ留意シ職業ノ社会的並ニ倫理的意義ヲ 十分自覚セシメ徒弟的職業教育ノ弊ニ陥ラザルコトニ留意スルコト 第四 教師ニ関スル事項(細目1~4省略) 第五 其他(細目1~6省略)
		出典	①帝国盲教育会第八回総会並研究大会概況「帝国盲教育」第8巻第1号,14~27頁,1936年8月
26	第9回帝国盲教育会総会 (1937=昭和12.7.27〜28) 開催校・高知県立盲唖学校	容	文部省諮問案 言学校ニ於ケル全盲生徒ノ職業指導上特ニ留意スベキ事項如何 ◆ 答申案 輓近社会ノ諸情勢ハ従来盲人ノ主要職業タリシ鍼按及ビ邦楽ヲ盲人ノ手ョリ奪ヒ盲人生活ヲ圧迫スルコト愈々大ナルモノアリ、而シテ斯ル生活上ノ圧迫ハ全盲者ニ於テ特ニ著シ。盲学校ハコノ問題ニ関シ格段ノ研究ト実施ノ用意トヲ必要トス。以下其ノ主要ナルモノヲ掲ゲ御答申候也。 第一 盲学校教育ノ内容ニ関スル事項 (1) 職業ノ選択ニ関シ生徒ノ個性傾向ヲ重ンジ徹底的個別指導ニ努ムベキコト(2)~(9) 省略 第二 設備及ビ制度ニ関スル事項 (1)~(10) 省略 第三 卒業生ノ指導ニ関スル事項 新職業一関スル事項 新職業分野ノ研究ニ関スル機関ヲ設置シ是レガ開拓助長ニ努ムベキコト新職業トシテ比較的可能性アリト認メラルルモノ左ノ如シ教員、牧師、僧侶、ト者、洋楽家、翻訳業、著述業、点字出版業、謡曲教授、長唄教授、講談師、琵琶、尺八、浪曲、浄瑠璃等ノ音曲、ピアノ調律、タイピスト、編物、簡易手工等 ①帝国盲教育会第九回総会並研究大会概況「帝国盲教育」第9巻第1号、32~49頁、1937年9月
27	第10回帝国盲教育会総会 (1938=昭和13.7.26~27)	内容	特になし
	開催校・鹿児島県立盲唖学校	出典	①帝国盲教育会第十回総会並研究大会概況「帝国盲教育」第9巻第2号,18~31頁,1938年3月
28	第11回帝国盲教育会総会 (1939=昭和14.10.16~17)	内容	期間中開催の「鍼按規則改正対策請願常置委員会」、「鍼師灸師マッサージ師法規ニ 関スル希望事項」をとりまとめ、請願。
	開催校・京都府立盲学校	出典	①帝国盲教育会第十一回総会並研究大会概況「帝国盲教育」第11巻第1号,46~54頁, 1940年6月
29	第12回帝国盲教育会総会 (1940=昭和15.7.26~27)	内容	特になし
	開催校・群馬県立盲唖学校	出典	①帝国盲教育会第十二回総会並研究大会概況「帝国盲教育」第12巻第 1 号,39~45頁, 1941年 2 月